

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 4 号
件 名	「新潟東港横土居地域対策協議会」の負担金に係る違法な支出負担行為について
要 旨	<p>新潟東港横土居地域対策協議会（以下「本件協議会」という）は、平成 11 年度に小川竹二豊栄市長によって設立、みずから会長として運営、合併後も北区長が会長について平成 19 年に解散した。</p> <p>横土居自治会が 2 万円と市が 20 万円を出し合う一般会計予算負担金事業である。</p> <p>違法性について要約すれば、本件協議会は「公益上必要がある」とは言えない、違法な支出負担行為が発足時から 8 年間にわたる、所管における粗雑な情報公開事務と偽証、その他であり、平成 19 年 12 月に地方自治法第 242 条（住民監査請求）を経て、平成 20 年 2 月に新潟地方裁判所に地方自治法第 242 条の 2（住民訴訟）を行い、住民訴訟の要件である監査請求期間の徒過を理由に却下の判決を平成 22 年 3 月 19 日に受けた。</p> <p>その後、東京高等裁判所に控訴したが、平成 22 年 9 月 8 日原裁判所の却下判断に幾つかの改めを得るが棄却判決に至る。</p> <p>本件協議会に対する違法な支出負担行為は客観的に明らかであり、一部住民の利益に偏った公金の使途は公平性を欠いている。</p> <p>住民訴訟の棄却判決は監査請求期間の徒過が理由である。</p> <p>地方自治法第 232 条の 3（支出負担行為）ほか、交付規則、規約等の法令に違反した本件協議会の運営は、北区役所執行機関が憲法第 15 条第 2 項及び第 89 条後段の規範に背いた認識と判断され、地方公務員法第 30 条（サービスの根本基準）、第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）に反する。</p> <p>ゆえに、法令に根拠のない本件協議会を予算事業として議決し、執行機関の違法な運営を看過した責任は議会にもある。</p> <p>行政執行または運営に対し広範な監視的権限を有する議会は、公益に関する事件については意見書を関係行政庁に提出する意見書提出権もあり、長に対しては行政運営の適正化を求めて、権限の均衡を民主的に執行する権能を備えたものである。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 22 年 9 月 15 日  総務常任委員会
受 理	平成 22 年 9 月 10 日 第 2 6 1 号

陳情第44号

	<p>住民訴訟での棄却は本件協議会が正当であったことの証明ではないことを御理解の上、法令違反の事実究明と将来にわたる民主的な行政運営を求め、憲法第16条の規範に沿ってここに陳情する。</p>
--	---